令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名:埼玉県(知事部局等)

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	91.7%
全職員	83.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で 定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	94.1%	
本庁課長相当職	103.5%	
本庁課長補佐相当職	97.7%	
本庁係長相当職	97.3%	

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
3 6 年以上	91.8%
31~35年	96.7%
26~30年	93.8%
21~25年	91.3%
16~20年	89.9%
11~15年	90.0%
6~10年	92.2%
1~5年	93.7%

【説明欄】

- ・ 扶養手当、住居手当は、男性職員に支給されている場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は約89%、住居手当の受給者に占める男性の割合は約71%である。
- 一人あたりの時間外勤務手当の平均支給額において、男性の支給額に対する女性の支給額の割合は、約82%である。
- ※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。
- ※ フルタイム勤務ではない会計年度任用職員等の一部の職員は、勤務時間に応じて人数を換算している。

【参考】令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表 (扶養手当及び住居手当を除いて算出した場合)

【説明欄】

扶養手当及び住居手当については、男女どちらがこれらの手当を受給するかは個人の選択であり、採用・登用や継続勤務年数等によって差異が生じるものではない。

そのため、上記の手当を除いた情報も別途公表するもの。

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	91.7%
全職員	85.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で 定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	95.1%
本庁課長相当職	105.3%
本庁課長補佐相当職	99.8%
本庁係長相当職	99.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
3 6 年以上	92.7%
31~35年	98.2%
26~30年	96.0%
21~25年	93.9%
16~20年	92.8%
11~15年	92.8%
6~10年	94.2%
1~5年	95.0%

- ※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。
- ※ フルタイム勤務ではない会計年度任用職員等の一部の職員は、勤務時間に応じて人数を換算している。